

維持管理委託業務に係る最低制限価格制度の算定式について

令和4年5月1日改正

令和4年5月1日以降の公告・指名通知から対象

◆ 算定式

積算体系ごとに下表の①から④までの合計額に100分の110を乗じて得た額を最低制限価格とします。

算定方法については、積算上現場管理費と一般管理費が区別されているものと、されていないものとで異なりますので注意してください。

【最低制限価格 = (①+②+③+④) × 1.10】 【※1】

ただし、上記算定式で算出した額が予定価格の9.2/10を超える場合は9.2/10に相当する額、また、7.5/10を下回る場合は7.5/10に相当する額となります。 【※2】

(下表)

業務区分	①	②	③	④
維持管理業務 (積算上現場管理費と一般管理費を区別するもの)	直接点検費の額に10分の9.7を乗じて得た額	間接点検費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額
維持管理業務 (上記以外)	直接点検費の額に10分の9.7を乗じて得た額	間接点検費の額に10分の9を乗じて得た額	諸経費の額に10分の7.25を乗じて得た額	

★ 最低制限価格制度とは、あらかじめ最低制限価格を設定し、最低制限価格に満たない入札を行った者を落札者とししない制度です。

よって、税込の入札金額が最低制限価格未満であった場合、その者のした入札は失格となります。

※1 最低制限価格(税抜き)に1万円未満の端数がある場合は切り捨てます。

※2 9.2/10に相当する額は予定価格(税抜き)に9.2/10を乗じ、1万円未満の端数を切り捨ててから1.10を乗じた額とします。
7.5/10に相当する額は予定価格(税抜き)に7.5/10を乗じ、1万円未満の端数を切り上げてから1.10を乗じた額とします。